

ふるさとテレワーク推進事業について

1. 事業の目的

事業趣旨

- 地方創生の実現には、距離や時間を克服し、地方でも東京などの都会と同じように働く環境を実現するテレワークの活用が不可欠である。
- こうした認識の下、総務省では、地方創生に向けたテレワークの有効活用のあり方について、「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」(以下、「研究会」という。)を開催し、有識者による検討を重ねてきたところである。
- 研究会では、平成26年12月に中間取りまとめを行い、「週1, 2日、限られた人が限られた期間のみ行う」という従来のテレワークの限定的な利用から、いつもの仕事がどこでもでき、東京の仕事をそのまま地方で続けられるというテレワーク本来の特性を最大限引き出し、地方への人の誘致というパラダイムシフトを実現する「ふるさとテレワーク」を推進することを提言した。
- この新しいタイプの「ふるさとテレワーク」を推進するため、地域の実情や企業のニーズに応じたモデル実証を行い、標準仕様の策定等により、日本全国への普及展開を図るものである。

2. 事業の概要(案)

ふるさとテレワーク推進事業

(1) 地域実証 (地域をフィールドとする提案公募を実施)

- ① 地方に整備したサテライトオフィス/テレワークセンターを拠点に、都市部の企業が人を派遣または移住させ、都市部の仕事を地方でも都市部にいるのと変わらずにできる「ふるさとテレワーク」の環境を構築し、地域の実情や企業のニーズに応じた有効なモデルを検証
- ② 当該地域において不足している生活直結サービスを、サテライトオフィス/テレワークセンターにおいて地域に提供する機能について実証

(2) 共通基盤構築 (必要なシステム構築等のための入札を実施)

以下の内容について、(1)地域実証と一体的な実証を行う。

- ① テレワーク及び生活直結サービスのクラウド提供を行う基盤(クラウド基盤)の構築及び運用
- ② 上記サービスの利用者をサポートするためのカタログサイト機能等の提供
- ③ 企業と自治体のニーズのマッチングも含めた、地域実証の各事業主体に対する「ふるさとテレワーク」のコンサルティングの実施
- ④ 「ふるさとテレワーク」の共通仕様の策定や普及展開のための周知広報活動等の実施
- ⑤ 地域実証の各事業の進捗管理、経理審査、報告会(中間・最終)の開催等

○ 事業の概要はこれまでの議論を踏まえ、別紙の通りと考えておりますが、以下の点について、是非ご議論いただきたいと考えております。(この他明確にすべき点がありましたら、ご指摘下さい。)

1. ふるさとテレワークの定義について

(1) 定義

→「ふるさとテレワーク」の定義として、「いつもの仕事をどこにいてもできるよう、バーチャルオフィス等の孤独感を感じさせないツールを活用し、地方へUターン(Iターン)しても、自宅やサテライトオフィス/テレワークセンターでの就労を可能とする雇用型・自営型テレワーク」と確定させてよいか。

(2) 類型

→ふるさとテレワークについては以下の四類型が想定されるが、この他に想定されるか

類型A: 地方のオフィスに、都市部の企業が社員を派遣または移住させ、本社機能の一部をテレワークで行う

類型B: 子育てや親の介護を理由に地方への移住を希望する社員が、テレワークで勤務を継続する

類型C: クラウドソーシング等を利用し、企業または個人事業主として都市部の仕事をテレワークで受注する

類型D: 都心部の企業が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

2. 地域実証について

(1) 提案主体

→実証モデルとしてのコンソーシアムの構成をどのように考えるべきか。自治体の規模、地場産業の状況、地理的特性などの自治体の実情と進出企業のニーズを充足させるコンソーシアムの体制は如何にあるべきか。

(2) 実証内容

→地方創生の観点から、ふるさとテレワーク推進事業で検証する人の移動を伴う類型A又は類型Bを中心に検証するべきではないか。この場合でも、類型C又は類型Dを合わせて検証することは可能とすべきではないか。

2. 地域実証について

(3) 提案にあたってのモデル類型

→地方の特性に合ったふるさとテレワークを検証するため、自治体規模に関して、人口5万人を基準に区分して実証を行うべきではないか。またその際、単独・複数地域での連携及びふるさとテレワークの種類の組合せによる多様なモデルについても、実証を行うべきではないか。

(4) 持続可能性について

→自立的なビジネスモデルの構築に向け、実証事業終了後も継続して実施する体制を構築するにはどのような手立てが考えられるか。

3. 共通基盤構築について

→共通基盤の具備するものとして、地域実証で用意するテレワークツールや生活直結サービスをカタログサイトとして自由に選択できるということが必要ではないか。

→共通基盤は、ふるさとテレワークを導入しようとする後発の自治体及び企業が、効率的に導入することを可能する等、横展開していくために必要ではないか。また、共通基盤に他に求められる役割・機能はないか。

→共通基盤は、各地域実証において提供されるサービスと連携すべきものであるが、テレワークについては、グループウェア、勤怠管理、コミュニケーション等を実装したストレスフリーなテレワーク機能を、生活直結サービスについては、遠隔医療、遠隔教育、買物支援、行政手続、防災情報提供の機能を、基本機能として備えるべきではないか。

→「ふるさとテレワーク」のコンサルティングの検証として、地域実証の各事業主体や関心を有する自治体・企業等に対し、「ふるさとテレワーク」実施にあたってのシステム面、労務管理等に関する課題に対する検討・提案や進出企業と受入れ自治体のマッチング、各種の移住促進策との連携等を行うべきではないか。また他に求められる機能はないか。

→「ふるさとテレワーク」の普及展開を図るため、共通仕様の策定、周知広報活動の展開、関係者が参加する協議会は必要ではないか。

4. 成果指標について

→本事業の成果指標として、以下のような例が想定されるが、他にどのようなものがあり得るか。

[地方創生の観点]

- －実証期間中における人の移動・定住・派遣がどの程度あったのか、地元における雇用がどの程度生み出されたか
- －地元産業への経済効果がどの程度生み出されたのか、地元資産(休眠施設等)の活用がどの程度なされたか

[テレワーク有効性の観点](企業、就労者)

- －業務の効率性はどの程度向上したか(営業件数の増加、社内コミュニケーションの効率化、残業時間の増減、離職率の低下等)
- －コスト削減はどの程度あったのか
- －外的評価の変化はどの程度あったか(人材の確保(応募者数増を含む) 等)
- －就労者(テレワーカー)の柔軟な働き方は可能となったのか(家族との共有時間の増加等、家事・育児・介護と仕事の両立等)
- －社内の人事制度、賃金体系等のあり方はテレワークにおいても有効であったか

[サテライトオフィス運営ノウハウの観点]

- －進出企業に対する相談体制等は十全に機能したか(地域における各種サービスや支援策の紹介等)
- －プロモーション活動は有効に機能したか(参加自治体や企業等のモチベーション向上、他地域への波及効果等)

以下参考

1. 地域実証の概要(案)

(1) 提案内容についての要件

① 提案主体

地方公共団体(必須、複数可)、民間法人(都市部から地方への人の移動を担う企業、地場産業等)、NPO法人、大学等からなるコンソーシアムとする。

② 実証内容

「ふるさとテレワーク」の以下の4類型(A~D)を、組み合わせて実証する。なお、都市から地方への人の移動という地方創生の趣旨に鑑み、サテライトオフィス/テレワークセンターを拠点とした、類型A又は類型Bの実証を必須とする。

【「ふるさとテレワーク」の4類型】

類型A: 地方のオフィスに、都市部の企業が社員を派遣または移住させ、本社機能の一部をテレワークで行う

類型B: 子育てや親の介護を理由に地方への移住を希望する社員が、テレワークで勤務を継続する

類型C: クラウドソーシング等を利用し、企業または個人事業主として都市部の仕事をテレワークで受注する

類型D: 都心部の企業が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

③ テレワークに関する要件

「ふるさとテレワーク」におけるテレワークの実施について、以下の要件を設ける。

(i) サテライトオフィス/テレワークセンター(以下「拠点」という。)の設置場所について

・東京圏、中部圏中心部及び近畿圏中心部以外の地域に拠点を設置すること。

(ii) 人の移動について

・拠点の設置される市町村への人の移動(移住、長期派遣等)を伴うこと。

【注】人の移動を伴わないテレワーク(クラウドソーシングの活用による現地雇用等)を併せて実施することも可能であるが、人の移動を伴うテレワークの実施が必須である。

(iii) 業務について

・拠点において、都市部の業務等をテレワークを活用して行うこと。

1. 地域実証の概要(案)(続き)

(1) 提案内容についての要件(続き)

④ 生活直結サービスに関する要件

「ふるさとテレワーク」において、地方へ移動する人材及びその家族の生活の利便性の確保等を図るため、テレワークの実施に併せて検証する生活直結サービスについて、以下の要件を設ける。

ア 生活直結サービスの内容について

・地域実証を行う当該地域において生活する上で不足するサービスを補完するものであること。

【注】生活直結サービスの例

遠隔医療、遠隔教育、買物支援、地域見守り、子育て支援、行政手続、防災情報提供等

イ 生活直結サービスの利用について

・地域実証に併せて実施される共通基盤構築(2を参照)により、クラウドサービスを通じて遠隔で提供されることとなる生活直結サービスを、地域の実情や企業のニーズに応じて選択的に利用すること。ただし、地域実証のコンソーシアム内において、共通基盤とは別に生活直結サービスが利用可能である場合は、その利用を妨げるものではない。

⑤ 公募区分

提案に当たっては、以下に設定する3区分を選択し、上記②～④の実証内容、利用するテレワーク及び生活直結サービスの具体的な機能等を、地域の実情等に照らして分かりやすく提示すること。

ア モデル1(人口5万人以上の単一市町村への拠点設置)

イ モデル2(人口5万人未満の単一市町村への拠点設置)

ウ モデル3(互いに連携する複数の市町村への拠点設置)

2. 共通基盤構築の概要(案)

(1) 提案内容についての要件

① 実証内容

以下の内容について、「1 地域実証」の各事業主体と連携し、一体的な実証を行うものとする。

- ア テレワーク及び生活直結サービスのクラウド提供を行う基盤(クラウド基盤)の構築及び運用
地域実証の各事業主体に対し、地域実証において提供されるサービスと連携しつつ、必要な機能を実装した基盤を構築し、運用する。
- イ 上記サービスの利用者をサポートするためのカタログサイト機能の提供
上記アの基盤において、地域実証の各事業主体に対し、サービスの利用をサポートするために必要な機能を提供する。
- ウ 企業と自治体のニーズのマッチングも含めた、地域実証の各事業主体等に対する「ふるさとテレワーク」のコンサルティングの実施
上記アの基盤等を活用し、地域実証の各事業主体や関心を有する自治体、企業等に対し、「ふるさとテレワーク」の実施に必要なコンサルティング機能を提供する。
- エ 「ふるさとテレワーク」の共通仕様の策定や普及展開のための周知広報活動等の実施
「ふるさとテレワーク」の普及展開を図るため、共通仕様の策定、周知広報活動の展開、関係者が参加する協議会の運営等を実施する。
- オ 地域実証の各事業の進捗管理、経理審査、報告会(中間・最終)の開催等
「ふるさとテレワーク」の確実な実施を確保するため、各事業の進捗管理、経理審査、報告会(中間・最終)等を行う。

3. ふるさとテレワーク推進事業の成果指標(案)

(1) 成果指標

- ・ふるさとテレワークは、都市から地方への人の移動を実現するためのツールであるとともに、テレワークという観点からすれば、企業にとってのメリット、就労者にとってのメリットという側面もあり、これらの観点から成果指標を設定することが求められる。
- ・このため成果指標としては、以下のような例が考えられる。

[地方創生の観点]

- －実証期間中における人の移動・定住・派遣がどの程度あったのか、地元における雇用がどの程度生み出されたか
- －地元産業への経済効果がどの程度生み出されたのか、地元資産(休眠施設等)の活用がどの程度なされたか

[テレワーク有効性の観点](企業、就労者)

- －業務の効率性はどの程度向上したか(営業件数の増加、社内コミュニケーションの効率化、残業時間の増減、離職率の低下等)
- －コスト削減はどの程度あったのか
- －外的評価の変化はどの程度あったか(人材の確保(応募者数増を含む)等)
- －就労者(テレワーカー)の柔軟な働き方は可能となったのか(家族との共有時間の増加等、家事・育児・介護と仕事の両立等)
- －社内の人事制度、賃金体系等のあり方はテレワークにおいても有効であったか

[サテライトオフィス運営ノウハウの観点]

- －進出企業に対する相談体制等は十全に機能したか(地域における各種サービスや支援策の紹介等)
- －プロモーション活動は有効に機能したか(参加自治体や企業等のモチベーション向上、他地域への波及効果等)

(参考) サテライトオフィスの設置促進に向けた取組 (税制上の特例措置)

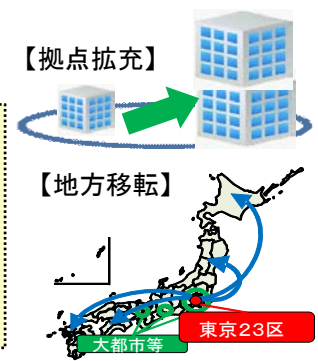
平成27年度においては、「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」(新設)及び「生産性向上設備投資促進税制」(継続)を組み合わせることにより、東京圏などに本拠地を構える企業が地方へサテライトオフィスを設置する場合の税制上の支援を実施。

○ 拠点整備 ⇒ 「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新設】

※ 詳細については、現在、検討中

【要件】・「自治体策定計画」(国による認定)、「企業の地方拠点強化実施計画」(知事による承認)
・一の建物等の取得価額が2,000万円以上(中小は1,000万円以上)

- (1) 拡充型(地方にある企業の本社機能等を強化)
 - ・ 建物等の取得価額に対し、**特別償却15%** 又は **税額控除4%**
(計画承認が平成29年度の場合は2%)
- (2) 移転型(東京23区等から本社機能等を移転)
 - ・ 建物等の取得価額に対し、**特別償却25%** 又は **税額控除7%**
(計画承認が平成29年度の場合は4%)

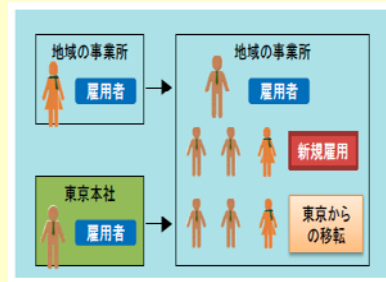


○ 雇用促進 ⇒ 「地方における企業の拠点強化を促進する特例措置」(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新設】

※ 詳細については、現在、検討中

【要件】・「自治体策定計画」(国による認定)、「企業の地方拠点強化実施計画」(知事による承認)
・事業主都合による離職者の不存在、5名以上(中小は2名以上)かつ10%以上の新規雇用、所定水準以上の給与等支給額 等

- (1) 拡充型(地方にある企業の本社機能等を強化)
 - ・ 増加雇用者**1人当たり50万円を税額控除**(従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ)
 - ・ 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除
- (2) 移転型(東京23区等から本社機能等を移転)
 - ・ 増加雇用者**1人当たり80万円を税額控除**(拡充型50万円に、地方拠点分は30万円上乘せ)
 - ・ 80万円のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
 - ・ 最大3年間継続は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用



○ 機器・設備 ⇒ 「生産性向上設備投資促進税制」(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【継続】

(1) 「先端設備」 【要件】 ①最新モデル、②生産性向上(年平均1%以上) 等
～「機械装置」、一定の「工具」、「器具備品」、「建物」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」 ※サーバ、ソフトウェアは中小企業のみ

(2) 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」 【要件】 ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小は5%以上) 等
～「機械装置」、「工具」、「器具備品」、「建物」、「建物附属設備」、「構築物」、「ソフトウェア」

- ・ 平成28年3月31日まで、取得物に対し、**即時償却** 又は **税額控除5%** (建物・構築物は3%)
- ・ 平成28年4月1日～29年3月31日まで、取得物に対し、特別償却(建物・構築物は25%) 又は税額控除4%(建物・構築物は2%)

